

## 令和3年度青森県私立高等学校等就学支援費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、県内の私立の高等学校等の設置者が行う私立高等学校授業料等軽減事業に要する経費について、令和3年度の予算の範囲内において、当該設置者に対し、青森県私立高等学校等就学支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 軽減対象生徒 県内の私立の高等学校の全日制の課程、通信制の課程若しくは専攻科、専修学校の高等課程又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程若しくは同項第3号に掲げる各種学校に在籍する生徒（以下単に「生徒」という。）であつて、授業料等軽減事由に該当するもの（平成26年3月31日以前から引き続き高等学校に在籍する生徒を除く。）をいう。
- (2) 学び直しへの支援金 令和3年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱（令和3年4月14日青森県総務部長決定）第1に規定する学び直しへの支援金をいう。
- (3) 専攻科支援金 令和3年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱（令和3年7月5日青森県総務部長決定）第1に規定する専攻科支援金をいう。
- (4) 授業料等軽減事由 次に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める事由のいずれかに該当する事由をいう。

### ア 授業料補助

#### (ア) 高等学校専攻科以外

【令和3年4月～6月】

区 分	事 由
通常分	次に掲げる場合の全てに該当すること。 ア 高等学校就学支援金（以下「就学支援金」という。）又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（単位制の支給対象高等学校等の場合は、1単位当たり4,812円）となった場合 イ 保護者等の令和2年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円以上207,900円未満となった場合
家計急変1	次に掲げる場合の全てに該当すること。 ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（単位制の

	<p>支給対象高等学校等の場合は、1単位当たり4,812円) となった場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間（当該離職等が令和3年3月31日以前に生じた場合にあっては、同年4月1日から令和4年3月31日までの間。以下この表において同じ。）における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
家計急変2	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（単位制の支給対象高等学校等の場合は、1単位当たり4,812円）となった場合</p> <p>イ <u>保護者等の令和2年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が207,900円以上304,200円未満となった場合</u></p> <p>ウ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円以上207,900円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
家計急変3	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア <u>保護者等の令和2年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を除いた額が304,200円以上</u>のため、就学支援金及び学び直しへの支援金の支給がない場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が207,900円以上304,200円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
家計急変4	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア <u>保護者等の令和2年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が304,200円以上</u>のため、就学支援金及び学び直しへの支援金の支給がない場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円以上207,900円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
家計急変5	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア <u>保護者等の令和2年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が304,200円以上</u>のため、就学支援金及び学び直しへの支援金の支給がない場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>

【令和3年7月以降】

区 分	事 由
通常分	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（単位制の支給対象高等学校等の場合は、1単位当たり4,812円）となった場合</p> <p>イ <u>保護者等の令和3年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円以上207,900円未満となった場合</u></p>
家計急変1	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（単位制の支給対象高等学校等の場合は、1単位当たり4,812円）となった場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間（当該離職等が令和3年3月31日以前に生じた場合にあっては、同年4月1日から令和4年3月31日までの間。以下この表において同じ。）における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
家計急変2	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（単位制の支給対象高等学校等の場合は、1単位当たり4,812円）となった場合</p> <p>イ <u>保護者等の令和3年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が207,900円以上304,200円未満となった場合</u></p> <p>ウ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円以上207,900円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
家計急変3	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア <u>保護者等の令和3年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を除いた額が304,200円以上</u>のため、就学支援金及び学び直しへの支援金の支給がない場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が207,900円以上304,200円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
家計急変4	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア <u>保護者等の令和3年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が304,200円以上</u>のため、就学支援金及び学び直しへの支援金の支給がない場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円以上207,900円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>

家計急変 5	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 保護者等の令和3年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が304,200円以上のため、就学支援金及び学び直しへの支援金の支給がない場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が154,500円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
--------	--

(イ) 高等学校専攻科

【令和3年4月～6月】

区 分	事 由
家計急変 1	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 専攻科支援金の額が月額17,800円となった場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間（当該離職等が令和3年3月31日以前に生じた場合にあっては、同年4月1日から令和4年3月31日までの間。以下この表において同じ。）における保護者等の収入見込額の合計額が、道府県民税所得割と市町村民税所得割がともに非課税となる収入額に相当することとなった場合</p>
家計急変 2	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 保護者等の令和2年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が85,500円以上のため、専攻科支援金の支給がない場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が100円以上85,500円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
家計急変 3	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 保護者等の令和2年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が85,500円以上のため、専攻科支援金の支給がない場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、道府県民税所得割と市町村民税所得割がともに非課税となる収入額に相当することとなった場合</p>

【令和3年7月以降】

区分	事由
家計急変1	次に掲げる場合の全てに該当すること。 ア 専攻科支援金の額が月額17,800円となった場合 イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間（当該離職等が令和3年3月31日以前に生じた場合にあっては、同年4月1日から令和4年3月31日までの間。以下この表において同じ。）における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が100円未満となる収入額に相当することとなった場合
家計急変2	次に掲げる場合の全てに該当すること。 ア 保護者等の令和3年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を除いた額が51,300円以上のため、専攻科支援金の支給がない場合 イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が100円以上51,300円未満となる収入額に相当することとなった場合
家計急変3	次に掲げる場合の全てに該当すること。 ア 保護者等の令和3年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を除いた額が51,300円以上のため、専攻科支援金の支給がない場合 イ 保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が100円未満となる収入額に相当することとなった場合

イ 入学金補助

【令和3年4月～6月】

区分	事由
通常分	入学した日の属する月における就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額33,000円（高等学校通信制課程の場合は月額24,750円、単位制の支給対象高等学校等の場合、1単位あたりの支給額が12,030円）、かつ、保護者等の令和2年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が0円となった場合
家計急変	入学した日の属する月の前に、保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間（当該離職等が令和3年3月31日以前に生じた場合にあっては、同年4月1日から令和4年3月31日までの間）における保護者等の収入見込額の合計額が、市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が0円となる収入額に相当することとなった場合

【令和3年7月以降】

区 分	事 由
通常分	入学した日の属する月における就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額33,000円（高等学校通信制課程の場合は月額24,750円、単位制の支給対象高等学校等の場合、1単位あたりの支給額が12,030円）、かつ、 <u>保護者等の令和3年度の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が0円となった場合</u>
家計急変	入学した日の属する月の前に、保護者等の離職等により家計が急変し、当該離職等の後1年間（当該離職等が令和3年3月31日以前に生じた場合にあつては、同年4月1日から令和4年3月31日までの間）における保護者等の収入見込額の合計額が、 <u>市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額を減じた額が0円となる収入額に相当することとなった場合</u>

- (5) 保護者等 生徒に保護者（当該生徒の親権を行う者（当該親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人、児童相談所又は児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び当該生徒が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）がいる場合にあつては当該保護者をいい、生徒に保護者がいない場合にあつては当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者）をいう。
- (6) 適用月数 令和3年度中において軽減対象生徒が授業料等の軽減を受ける場合において、当該授業料等の軽減について適用された授業料等軽減事由の当該適用された月数をいう。

（補助事業）

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、私立高等学校授業料等軽減事業（授業料等軽減事由に該当することによって授業料等の納付が困難となった軽減対象生徒について、高等学校、専修学校又は各種学校の設置者が当該授業料等の全部又は一部の軽減を行う事業をいう。）とする。

（補助金の額）

第4 補助金の額は、軽減対象生徒ごとに次により算定した額の合計額以内の額とする。

(1) 授業料補助

C又はDのうち、いずれか少ない額

A：授業料の軽減額（年額）

B：就学支援金、学び直しへの支援金又は専攻科支援金の額（年額）

C：AからBを控除した額

D：次に掲げる授業料等軽減事由に応じた額に適用月数（単位制の支給対象高等学校等の場合は、履修単位数。ただし、支給対象単位数は通算74単位を上限とす

る。) を乗じて得た額の合計額

○高等学校全日制課程・専修学校・各種学校

通常分	9,900 円
家計急変 1	23,100 円
家計急変 2	9,900 円
家計急変 3	9,900 円
家計急変 4	19,800 円
家計急変 5	33,000 円

○高等学校通信制課程

通常分	9,900 円
家計急変 1	14,850 円
家計急変 2	9,900 円
家計急変 3	9,900 円
家計急変 4	19,800 円
家計急変 5	24,750 円

○単位制の支給対象高等学校等

通常分	4,812 円
家計急変 1	7,218 円
家計急変 2	4,812 円
家計急変 3	4,812 円
家計急変 4	9,624 円
家計急変 5	12,030 円

○高等学校専攻科

家計急変 1	17,800 円
家計急変 2	17,800 円
家計急変 3	35,600 円

(2) 入学金補助

E 又は F のうち、いずれか少ない額

E : 入学金の軽減額 (入学金の額から青森県立高等学校授業料等徴収条例 (昭和 43 年 3 月青森県条例第 7 号) 第 2 条の規定による県立高等学校の入学金の額を控除した額を上限とする。)

F : 50,000 円

(申請書等)

第 5 規則第 3 条第 1 項の申請書は、第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 令和 3 年度私立高等学校授業料等軽減事業計画総括表 (第 2 号様式)

(2) 令和3年度私立高等学校授業料等軽減事業計画書（第3号様式）

（補助金の交付の条件）

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容について変更（補助金の額に変更を生じない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ令和3年度青森県私立高等学校等就学支援費補助金変更交付申請書（第4号様式）に変更の理由を記載した次の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
  - ア 令和3年度私立高等学校授業料等軽減事業変更計画総括表（第5号様式）
  - イ 令和3年度私立高等学校授業料等軽減事業変更計画書（第3号様式）
- (2) 補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を備え付け、これらを令和4年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (3) 補助事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

（申請の取下げの期日）

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、概算払により交付する。

（補助金の請求）

第9 補助金の請求は、令和3年度青森県私立高等学校等就学支援費補助金請求書（第6号様式）を知事の定める日までに知事に提出して行うものとする。

（状況報告）

第10 規則第10条の規定による報告は、知事が報告を求めた場合において、補助事業の状況を記載した状況報告書を知事が定める日までに提出して行うものとする。

（実績報告）

第11 規則第12条による報告は、補助事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は令和4年4月10日のいずれか早い期日までに令和3年度青森県私立高等学校等就学支援費補助事業実績報告書（第7号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和3年度私立高等学校授業料等軽減事業実績総括表（第2号様式）
- (2) 令和3年度私立高等学校授業料等軽減事業実績書（第3号様式）

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則



この要綱は、令和3年7月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 令和3年度青森県私立高等学校等就学支援費補助金取扱要領

### (趣旨)

- 1 この要領は、令和3年度青森県私立高等学校等就学支援費補助金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (就学支援金の支給停止期間の取扱い)

- 2 休学等により就学支援金の支給が停止している期間は、補助事業の対象から除くものとする。

### (授業料等軽減事由)

- 3 授業料等軽減事由において定める就学支援金又は学び直しへの支援金の額は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第5条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する支給限度額又は令和3年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱(令和3年4月14日青森県総務部長決定)第4に規定する支給限度額をいい、軽減対象生徒が特待生制度等により授業料が減免され、就学支援金又は学び直しへの支援金の額が当該支給限度額未満となった場合を含むものとする。

### (授業料等軽減事由における家計急変)

- 4 家計急変の要件に該当する期間は、保護者等の離職等の事由が発生した日の属する月から授業料の納付が困難となる経済的状況が消滅した日の属する月までとする。

### (補助事業の趣旨等の周知)

- 5 補助事業者は、補助事業の趣旨及び手続について、生徒、保護者等に対し周知徹底を図るものとする。

### (授業料等軽減願等)

- 6 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、補助事業対象生徒に授業料等軽減願(第1号様式)及び次の事由ごとに定める添付書類を提出させるものとする。

事由	添付書類
授業料補助 入学金補助	就学支援金又は学び直しへの支援金の受給資格認定申請書若しくは収入状況届出書又は加算支給申出書の添付書類(就学支援金又は学び直しへの支援金と兼用できるものとする。)
家計急変 (入学金補助における家計急変も含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村民税課税等を証明する書類(課税証明書等)</li><li>・授業料等軽減区分算定・判定書(第2号様式)</li><li>・離職等の事由を証明する書類(離職票の写し等)</li><li>・離職等の事由発生後1年間の収入見込額を証明する書類(雇用保険受給資格者証の写し等)</li></ul>

(入学金補助の上限回数)

7 生徒1人につき、通算1回に限る。

ただし、次の者に係る入学金は対象としない。

(1) 高等学校の全日制の課程及び通信制の課程、専修学校の高等課程又は高等学校等  
就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第1条  
第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程若しくは同項第3号に掲げる各種学  
校の転入学者又は編入学者

(2) 過去に入学金補助を受けたことがある者

(重複調整)

8 複数の事由に該当する場合であっても、適用される事由は、各月いずれか一つとするものとし、適用月数ごとに補助金の額を算定する。

(授業料等軽減規定)

9 補助事業を行う学校設置者は、学則等により、生徒に対する授業料等軽減の規定を設けなければならない。